

府議会における緊急事態対応について

1 「大規模災害時における京都府議会活動指針及び運用マニュアル」の策定について

(1) 策定経過

平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年連続で発生した大規模水害（災害救助法適用）における京都府議会の活動内容の検証を通じ、議会改革検討小委員会で検討を行い、平成 27 年 12 月、京都府議会の業務継続計画（BCP）にあたる「大規模災害時における京都府議会活動指針」が策定された。

また、平成 28 年 7 月には、活動指針に示された基本的事項に関する具体的な手順、方法等を定めた運用マニュアルが策定された。

(2) 内 容

- ① 災害時における議会・議員の役割や議会と執行機関の関係の再確認
- ② 議員の安否確認に関する基準、方法の明確化
- ③ 議員への情報提供の方法の明確化
- ④ 発災時・発災直後の府議会の対応の明確化

(3) 活 用

- 活動指針及び運用マニュアルの必携版小冊子（A5 判）を作成し、全議員に配布（H28. 8 月）
- 活動指針及び運用マニュアルに基づく議員安否確認の実施（H29 台風 21 号、H30 大阪府北部地震、H30 7 月豪雨）
- 活動指針及び運用マニュアルに基づく災害対応訓練を毎年実施
 - ・ 議員の安否確認訓練（メールの送受信訓練）
 - ・ 議員、傍聴者及び事務局職員の避難訓練
 - ・ 事務局による議会棟建物、設備の被災状況確認訓練
 - ・ 事務局職員の安否確認訓練



地震、風水害等に対する指針であり、新型コロナウイルス等の感染症対策は想定されていない。

2 コロナ禍における府議会の対応

(1) 本会議、委員会等における感染対策

コロナ禍以前において、感染対策についての取決めがなかったため、令和2年2月定例会以降、理事調整会議でその時々^の感染状況等に^に応じた対策を協議、決定し、取り決めとしてまとめている。

【主な対応例（現行）】

- 代表・一般質問日の出席議員、理事者を半数程度とする。（まん延防止等重点措置及び緊急事態措置）
- 出席理事者を制限することに伴い常任委員会を3日間開催とする。

(2) 補正予算等への対応

新型コロナウイルス感染症に係る補正予算については、臨時会を機動的に招集することで対応しており、令和3年度第3号補正以降は専決処分を行っていない。

また、新型コロナウイルス感染症の京都府（執行部）の対応状況については、上記臨時会においても、全員協議会で報告を受けるほか、付託議案の有無によらず毎回全ての常任委員会を開催し、所管事項として審議している。

【コロナ関連補正予算対応状況 ※（）内は議決日（実施日、専決処分日）】

令和2年度補正予算	1号	4月臨時会(4/27)	緊急事態措置 4/17～5/21
	2号	5月臨時会(5/27)	
	3号	6月定例会(6/30)	
	4号	9月定例会(10/6)	
	5号、6号	11月定例会(12/21)	緊急事態措置 1/14～2/28
	7号	理事調報告(1/7)、 専決 (1/8)	
	8号、12号、13号	2月定例会(8号：2/12) (12号：3/3) (13号：3/22)	
令和3年度補正予算	1号	(1号：3/22)	まん延防止等重点措置 4/12～4/24 緊急事態措置 4/25～6/20 まん延防止等重点措置 6/21～7/11 まん延防止等重点措置 8/2～8/19 緊急事態措置 8/20～
	2号	理事調報告(4/2)、 専決 (4/2)	
	3号	4月臨時会①(4/16)	
	4号	4月臨時会②(4/30)	
	5号	5月臨時会(5/19)	
	6号	6月臨時会(6/4)	
	7～9号	6月定例会(7,9号：7/6) (8号：6/25)	
	10号	7月臨時会(7/16)	
11号	8月臨時会①(8/6)		